

平成20年度 国立大学法人宇都宮大学不正防止計画(全学取りまとめ)

平成20年度不正防止計画 (ガイドライン)	本部事務/ 部局事務の 区分	対象部局	部局における実施目標・方策
I. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(以下、「公的研究費管理・監査ガイドライン」とする。)に基づいた体制整備の着実な推進			
1. ルールの明確化・統一化(第2節(1)関連)			
<p>学内における研究費等の事務処理ルールの明確化・統一化に向けた取り組みとして、学内ルールのマニュアル化を進める。マニュアル化の作業を通じ、現行の事務処理・ルールの分析を行いさらなる事務処理・ルールの明確化・統一化を進める。</p>	本部事務	財務部 学術研究部	<p>【財務部・学術研究部】 全学的な実務担当者で構成する「研究費等にかかる学内ルール・事務処理連絡会」での検討を中心に、学内ルールのマニュアル化を進め、10月頃を目途に学内周知を図るとともに職員Webサイトへも掲示を行う。マニュアルの作成にあたっては、財務部は経費の執行について中心に作業を行う。学術研究部においては外部資金の受入業務と報告業務の分野について取り組む。併せて、既定の会計関連申し合わせの整理を行い、ルールの明確化・統一化を進める。</p>
2. 職務権限の明確化(第2節(2)関連)			
<p>現行の教員・研究者と事務職員の研究費等の受入・執行等研究費等の管理に係る職務権限についてわかりやすいかたちで整理し、再度の周知徹底を図る。また、現行の職務権限について教員・研究者と事務職員の間でディスカッションを行い、不正防止の観点のみならず、研究活動の実態を踏まえた実効的なあり方について検討を行う。</p>	本部事務	財務部 学術研究部	<p>【財務部・学術研究部】 学内ルールのマニュアル化の中で、具体的な受入・経費執行の各場面における権限、責務を研究者にもわかりやすい内容で再度整理を行い、マニュアルの中にも含め学内周知等を行う。 また、研究企画会議等を通じ、内部統制と研究活動の円滑な推進の観点についてバランスのとれたあるべき姿について研究者と事務職員によるディスカッションを行っていく。</p>
3. 関係者の意識向上(第2節(3)、第5節④関連)			
<p>研究費等の不正使用防止に関する情報提供は、現在学内教職員向けの説明会、学内ホームページでの情報提供を行っているところだが、さらなる効率的な情報提供の充実に向けて施策の検討を行う。さらに、事務処理・使用ルールの教職員の理解度確認方策についても具体策の検討を行い実施を進める。また、研究者及び事務職員の行動規範については、どのようなあり方が望ましいのか本学としての方針について検討を行う。</p>	本部事務 部局事務	総務部 学術研究部 部局事務 担当部局	<p>【総務部・学術研究部】 説明会、ホームページでの情報提供にとどまらず、効果的な時期に各個人へ電子メールを利用して周知するなど、効率的な情報提供の方策について検討する。さらに、教職員を対象として実施する「研究費の使用ルールに対する意識調査・アンケート(仮称)」の結果を踏まえ、事務処理・使用ルールの理解度確認方策を検討し、実施を進める。 また、平成20年度に制定した「宇都宮大学における研究者等の行動規範」について周知徹底を図り、関係者の意識向上に努める。 【部局事務担当部局】 部局事務担当部局にあっては、総務部・学術研究部と連携を取りながら不正防止に関する情報提供を各部局内で行い、一層の意識啓発に努める。</p>
4. 不正発生要因の把握について(第3節(1)関連)			
<p>公的研究費管理・監査ガイドラインでは、研究費等の不正使用の発生要因の把握については、各研究機関全体での研究費の管理状況を体系的に整理し評価の上、不正発生要因を把握し、それぞれの不正発生要因に対応した不正防止計画を策定すべきであるとしている。本学においても学内の研究費等の管理状況を再度把握し、体系的に評価できるフレームワークづくりが急務であり、具体的な不正発生要因の把握の手法について検討して参りたい。</p>	本部事務	財務部	<p>【財務部】 「研究費等にかかる学内ルール・事務処理連絡会」を中心に、研究費等の受入・執行等の業務フローの再点検の実施及び教職員への研究費の使用ルールに対する意識調査・アンケートを行い、運用実態を把握した上でリスク分析を行う。なお、リスク分析の結果、適切なルール運用が図られるようルール変更も含めた対策を講じていく。</p>
5. 研究費等の適正な予算執行管理について(第4節①関連)			
<p>公的研究費管理・監査ガイドラインでは、予算の執行状況について、研究実態と合ったものになっているかどうか確認し、当初計画と比較して著しく遅れている場合には改善策を講じるよう求めている。本学においても予算の早期執行については従前より学内に周知の上適正な執行管理に努めているところであるが、この取組をさらに進めるため、新たな取り組みについて検討の上実施したい。</p>	本部事務 部局事務	財務部 部局事務 担当部局	<p>【財務部】 財務部と各部局における連携を図ることにより、適正な予算執行管理を推進する。定期的に予算執行状況を把握するとともに、各月ごとの部局別予算執行状況(目的別)を部局に情報提供し、適正な予算執行管理を推進する。とりわけ、外部資金(受託研究、共同研究、科学研究費補助金等)については、執行上の留意事項を取りまとめ、部局を通じ各教員・研究者に周知徹底する。その上で全学的な外部資金の執行状況について調査を行い、計画と大幅な乖離がある場合は早期かつ適正な執行に向け指導を行う。 【部局担当事務担当部局】 部局事務担当部局にあっては、財務部と連携を図りながら、大学運営費、外部資金それぞれの資金の特性を踏まえ早期かつ適正な執行管理に努める。</p>
6. モニタリング・内部監査のあり方(第6節関連)			
<p>モニタリング・内部監査のあり方については、公的研究費管理・監査ガイドライン第6節に記述されているところであるが、現在内部監査部門は財務課の業務の一部として位置づけられており、会計監査をその中心としている。これからのコンプライアンス体制構築を見据えた場合、どのような内部監査体制がふさわしいのか、公的研究費管理・監査ガイドラインで要求されている事項への対応を含め検討していく。</p>	本部事務	総務部 財務部	<p>【財務部・総務部】 国立大学(特に本学と同規模の大学)の監査体制の実情を調査の上総務部、財務部、及び監査室も加え本学にふさわしい監査体制について検討を行う。また、研究費等の管理・監査体制や不正防止計画の適正性等のチェック機能を持つ不正防止計画推進室との連携も含め、大学全体の視点からのモニタリングのあり方についても検討を行う。</p>

平成20年度 国立大学法人宇都宮大学不正防止計画(全学取りまとめ)

平成20年度不正防止計画 (ガイドライン)	本部事務/ 部局事務の 区分	対象部局	部局における実施目標・方策
II 不正発生要因に対応した個別事項			
1. 謝金の管理のあり方について			
<p>現在謝金については学内の謝金支給基準に基づき研究協力や実験補助などの対価として支出しているところであるが、事前承認の原則が励行されておらず、承認に当たっての決裁権者などにも学内において統一がとれていないなど、運用においていくつかの問題点が見受けられる。これらを解消し、より適切な管理体制を構築するための方策を実施し、適正な運用に向けて事務処理の改善を行う。</p>	本部事務	財務部	<p>【財務部】 謝金のより適切な管理体制の構築を目指し、下記の方策を進める。 ・現行の謝金支給基準の見直しを行い謝金支出に当たっての適切な承認権者についての規程を整備する。 ・規程運用に当たってのガイドラインを定め、運用上の留意事項を整理する。 ・学内の教職員に対して、謝金の執行に関する留意事項についてあらためて周知する。 ・平成19年度からの謝金による業務実施の事実確認(本人からの業務内容ヒアリング、成果物の添付)は、適切な事実確認後に支給するという原則から非常に重要であり、引き続き励行していく。</p>
2. 旅費について			
<p>旅費については本学旅費規程及び各種申し合わせにより統一的な運用を図っているところであるが、現在申し合わせによる運用方針が徹底していない部分が見受けられる。このことについて方策を検討・実施し、事務処理の改善を進める。</p>	本部事務	財務部	<p>【財務部】 旅費規程及び関連の申し合わせについて、実態との乖離やより適切な運用について検討を行い、必要に応じ規程・申し合わせを改正し適切な運用を進める。</p>
3. 立替払について			
<p>本学の会計処理の原則は、事前に支出契約等の整理を行った後、対価の給付の完了確認後の支払が原則であり、会計事務職員による検収後に直接給付の相手方に支払うこととされている。一方教育研究上喫緊の必要があり、やむを得ないと認められる場合には、会計事務職員以外の者が一時的に立て替え、領収書を持って立替払いの精算を行う場合がある。ただし、この立替払は例外処理であり、事前統制の原則にも反するため、大学にとってリスクの高い手法であり、限定的に認められるべきものである。これら立替払いの運用について、具体的な方策を検討・実施することとする。</p>	本部事務	財務部	<p>【財務部】 立替払いの運用改善に関する取組として、下記の方策により適切に運用する。 ・適切な立替払いの運用が図れるよう規程の整備を行う。 ・上記の立替払い規程の運用に当たってのガイドラインを定め、立替払いを認める経費、支出内容など具体的な運用方針について定める。</p>